



高齢などの理由により運転に不安のある方へ 「運転免許証の自主返納」をご存知ですか？

「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」などの理由で免許を受けている本人が、本人の意思で有効期限が残っている運転免許証を返納することが、「申請による運転免許の取消し」いわゆる「**運転免許証の自主返納**」です。

(※有効期限の切れた運転免許証を警察署へ持ってきても「運転免許証の自主返納」には該当しません。)

※ **必ず免許証を返納される方、ご本人が免許証を持って手続きに来ていただく必要があります。**

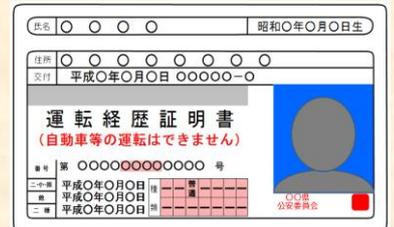
粕屋警察署管内では、新宮町、志免町、粕屋町、篠栗町、須恵町が自主的に免許証を返納された方への優遇措置を設けています。令和2年9月現在)

優遇措置の詳細については、各自治体へお問い合わせください。

なお、運転免許証を有効期限内に自主返納した場合、返納後5年以内であれば、身分証明書として活用できる**運転経歴証明書**を公安委員会から取得できます。



運転経歴証明書の交付について



- 申請の対象の方
自主返納(申請取消し)をして、免許取消し後5年以内の方
※ 福岡県公安委員会で免許取消しをした方に限ります。
※ 申請取消しを受けていない方(失効、取消し処分等)はできません。
- 受付
運転免許試験場、各警察署または運転免許管理課
- 受付時間
月曜日～金曜日(休日・年末年始を除く)
午前9時00分から午後4時00分までの間
- 必要書類
 - ・ 申請用写真(3.0cm×2.4cm) ※各試験場で申請する場合は不要です。
 - ・ 手数料 **1,100円**
 - ・ 運転経歴証明書の郵送を希望される方は**414円分**の郵便切手を貼った封筒を用意してください。



試験場での申請
～即日交付
各警察署での申請
～概ね2週間後交付

ご不明な点は粕屋警察署までお問い合わせください！